

各所属所長 殿

一般財団法人宮城県教職員互助会事務局長
(公 印 省 略)

中学校卒業祝金の請求手続きについて (通知)

このことについて、下記のとおり取り扱いますので、貴所属会員に周知願います。

記

1 給付対象者及び提出期限

区 分	生 年 月 日	事由発生年月日	給付金額	提 出 期 限
中学校卒業	平成20年4月2日 ～ 平成21年4月1日	令和6年3月31日	10,000円	令和6年3月15日(金)

2 提出先

該 当 所 属 所	提 出 先
各教育事務所管内の幼稚園・小学校・中学校	各 支 部 (各教育事務所)
仙台市内の幼・小・中・高等学校並びに教育庁各課及びその他の教育機関、上記以外の所属所	互 助 会 事 務 局 (福 利 課 内)

3 給付金送金予定日

令和6年6月17日(月) (期限までに請求書の提出があったもの)

4 請求書の注意事項等

- (1) **入学祝金の請求手続きについては、令和6年4月上旬にお知らせします。**
- (2) **給付金の請求時効は、その事実が発生した日から3年間です。**
- (3) 中学校卒業の区分は、経過措置として令和6年3月31日までの給付対象者が該当になり、令和6年4月1日付けで廃止となります。
- (4) 請求書用紙は、別紙請求書をコピーするか又は福利課ホームページからダウンロードして使用し、所属所控えとして写しを保管願います。
- (5) 問合せについては、直接互助会事務局(総務事業班)まで願います。

担当：一般財団法人宮城県教職員互助会
総務事業班 小島
電話：022-211-3678
FAX：022-211-3692